

施設を利用希望される皆様へ

施設などの利用を希望するためには、市から利用のための認定を受けていただく必要があります。施設一覧をご覧ください。以下についてご確認ください。(A～F と記載しているのは施設一覧の施設区分です)

●支給認定・・・支給認定には3つの認定区分があります。

支給認定区分	対象となるお子さん			利用できる主な施設
	年齢	保育の必要性	教育・保育時間	
教育認定 【1号認定】	満3歳以上	なし	教育標準時間	幼稚園（※） 認定こども園（教育部分）
保育認定 【2号認定】	満3歳以上	あり	保育標準時間 保育短時間	保育所 認定こども園（保育部分）
保育認定 【3号認定】	満3歳未満	あり	保育標準時間 保育短時間	保育所 認定こども園（保育部分） 地域型保育事業 （事業所内保育事業、家庭的保育事業、 小規模保育事業等）

※幼稚園は、支給認定を必要とする幼稚園（E）と支給認定を必要としない幼稚園（F）があります。詳しくは施設一覧をご覧ください。

あなたの認定区分は？利用できる施設は？

上記の表のとおり、お子さんの年齢や保育の必要性の有無により、支給認定区分が決まります。さらに、この3つの認定区分に応じて、利用できる施設等が異なります。

